

6 島根県立大学短期大学部学位規程

平成 19 年 4 月 1 日
島根県立大学短期大学部規程第 12 号

(目的)

第 1 条 この規程は、島根県立大学短期大学部学則（以下「学則」という。）第 30 条の規程に基づき、島根県立大学短期大学部（以下「本学」という。）において授与する学位に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(学位の種類)

第 2 条 本学において授与する学位は短期大学士とし、学位に付記する専攻分野の名称は次のとおりとする。

学科	学位（専攻分野の名称）
保 育 学 科	短期大学士（保育学）
総合文化学科	短期大学士（総合文化）

(学位授与の要件)

第 3 条 短期大学士の学位は、学則の定めるところにより、本学を卒業した者に授与する。

(学位の授与)

第 4 条 学長は、卒業を認定した者に対し、学位を授与し、学位記を交付するものとする。

(学位名称の使用)

第 5 条 本学において学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「島根県立大学短期大学部」と付記するものとする。

(学位授与の取消)

第 6 条 学長は、学位を授与された者が、不正な方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、教授会の議を経て当該学位を取り消すことができる。

2 学長は、前項の規定に基づき当該学位を取り消したときは、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

(学位記の様式)

第 7 条 学位記の様式は、別表のとおりとする。

(補則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、学位に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程の施行の日の前日において現に総合文化学科に在籍している者に係る学位の種類については、第 3 条の規定に関わらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程の施行の日の前日において現に健康栄養学科及び総合文化学科に在籍している者に係る学位の種類については、第 3 条の規定に関わらず、なお従前の例による。

別 表

第 号

卒業証書

学位記

氏 名

年 月 日生

本学 学科の課程を修めて本学を卒業
したことを認め短期大学士（ ）
の学位を授与する

平成 年 月 日

島根県立大学短期大学部学長 氏 名 印